

豊能町太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例

令和元年10月1日施行

条例制定の経緯

昨今、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が国策として促進されてきました。しかし、太陽光発電設備の普及に伴い、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による生活環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画の近隣への説明不足等が問題になっています。

一方、国においては電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）事業計画策定ガイドラインを定め、事業者が再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、適切な事業実施のために必要な措置を示されています。

本町でも、太陽光発電設備を巡って様々な問題が生起しており、独自の条例を制定することにより、太陽光発電施設と地域環境との調和を図り良好で安全な生活環境の確保を目指します。

なお、本条例には太陽光発電施設の設置等をする際の基準を設けるとともに、事業者が太陽光発電事業を始めるための手続及び既存施設を含めた維持管理状況の報告等を定める条例を制定しました。

1. 条例の目的（条例第1条）

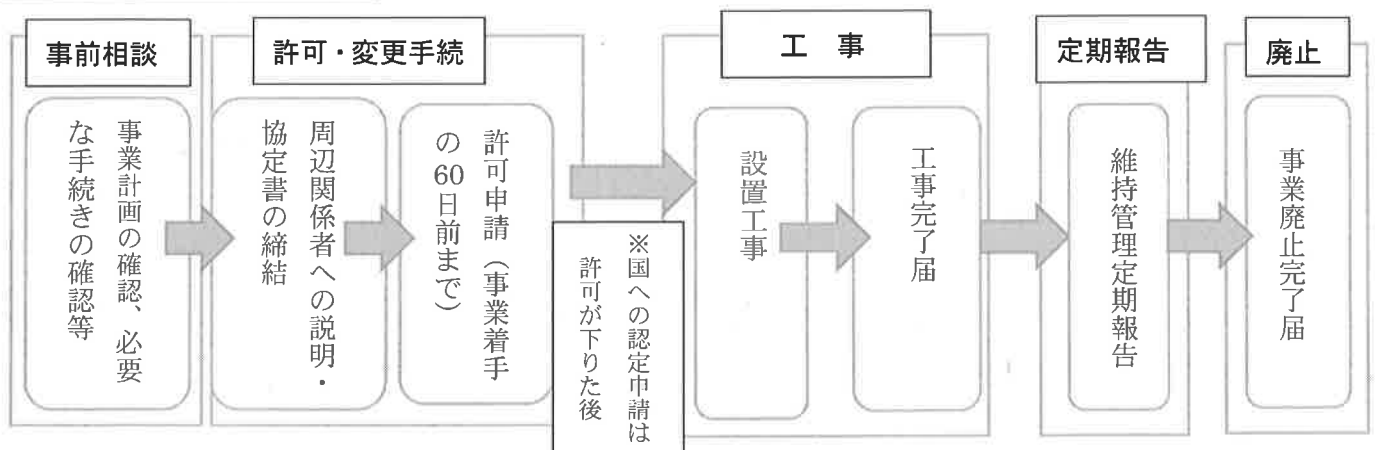
太陽光発電施設が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設の設置及び維持管理及び廃止について、基本的かつ必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、森林の伐採等による土砂災害の防止、みどり豊かな自然環境、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とします。

2. 対象（定義）（条例第2条）

太陽光発電施設を設置（太陽光発電施設の設置に伴う森林の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。）して発電を行う事業の内、太陽光発電施設の出力の合計が10キロワット以上のものが対象です。

（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合計した出力が10キロワット以上となる場合を含みます。）ただし、建築物の屋上等に設置するものは除きます。

3. 手続きの標準的な流れ



4. 禁止区域の設定 (条例第6条)

項 目	区域の条件
災害防止	① 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域 ② 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 ③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域 ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
生活環境の保全	都市計画法第8条第1項に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び近隣商業地域

5. 条例で規定する義務等

	禁止区域	その他の区域	維持管理等
新規施設 (令和元年10月1日以後の設置)	設置不可	太陽光発電施設の設置(建築物の屋根又は屋上に設置するものを除く)で、出力の合計が10kW以上の規模のものについて、事前協議と許可を受けることを義務化	・ 毎年度の維持管理の定期報告 ・ 撤去費用の積立 ・ 廃止時の届出
既存施設 (令和元年10月1日より前に設置又は国の認定《法第9条第1項の申請による同条第3項の認定》を受けている施設)	令和元年10月1日以後の変更不可(事業区域の所在地、面積及び施設の土地の形状。又は施設の位置、構造及び発電出力の変更)	令和元年10月1日以後の事業計画変更は、許可が必要な場合がある	

6. 条例等の内容

(1) 事業者の責務 (条例第5条)

- ・ 太陽光発電事業の実施にあたり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、生活環境、景観その他自然環境に十分配慮し、並びに周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。
- ・ 事業の実施に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければなりません。
- ・ 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければなりません。
 - ① 太陽光発電設備の維持管理に要する費用
 - ② 太陽光発電施設を撤去するために要する費用その他の太陽光発電事業の廃止に要する費用

(2) 土地所有者等の責務 (規則第4条)

- ・ 土地の所有者、占有者及び管理者(以下「土地所有者等」という。)は、災害の発生を助長し、又

は自然環境等を損なうおそれがある事業を行う事業者に対して、土地を使用させることのないよう努めなければなりません。

- ・ 土地所有者等は、自己が所有、占有又は管理する土地を事業者の使用や管理させる場合、産業廃棄物の発生又は搬入が予想されるときは、当該所有地等において当該事業者が産業廃棄物の不適正な処理を行うことのないよう適正な管理に努めなければなりません。
- ・ 土地所有者等は、事業廃止後、事業者によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）等の関係法令に基づき、太陽光発電施設をその場所に放置することなく、撤去に向けた行動をとるなど、自らの責任において適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

（3）太陽光発電事業の許可（条例第7条）

- ・ 事業者は、事業禁止区域外において、太陽光発電事業を行おうとするときは、事業着手の60日前までに、町長の許可を受けなければなりません。
- ・ 許可の申請は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）第9条第1項の再生可能エネルギー発電事業計画の国への認定申請の前に行わなければなりません。

（4）事前協議について（条例第8条）

事業者は、太陽光発電事業の許可の申請をしようとするときは、事業計画について町長と事前協議しなければなりません。

（5）事前周知（条例第9条）

事業者は、太陽光発電事業の許可の申請をしようとする場合は、当該事業区域の地元自治会等の周辺関係者に対して、説明会を開催するなど事業計画の周知に関し必要な措置を講じた上、その結果を報告しなければなりません。

（6）許可の基準（条例第10条）

許可にあたっては、事業者が暴力団員である者などの非適合がないことや、周辺関係者と太陽光発電事業協定書を締結していることが必要となります。

（7）施設の基準（条例第11条）

従うべき太陽光発電施設の設置等に関する基準を設けており、次の事項を遵守する必要があります。

- ① 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の生活環境及び景観との調和及び事業区域内の環境の保全に関する事項
- ② 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項
- ③ 太陽光発電施設の維持管理に係る安全性の確保に関する事項
- ④ 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項

（8）廃止の届出（条例第15条、規則第11条）

事業者は、太陽光発電施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければなりません。また、施設の解体、撤去及び廃業の措置を講じなければなりません。撤去期間は、事業廃止届出書提出後90日以内に行ってください。

(9) 維持管理 (条例第16条)

- ・ 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、太陽光発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければなりません。これは、事業に着手した時期にかかわらず、既に太陽光発電事業を行う全ての事業者に適用します。
- ・ 事業者は、太陽光発電事業の設置が完了した後は、維持管理状況や維持管理と撤去費用の確保の状況について毎年度、町長に報告しなければなりません。

(10) 指導、助言、勧告及び命令 (条例第19条、条例20条)

- ・ 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。
- ・ 町長は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。
- ・ 町長は、事業者が正当な理由なく、勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該事業者に対して、必要な措置を講ずることを命ずることができます。

(11) 公表 (条例第21条)

町長は、命令を受けた事業者が、正当な理由なく命令に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該命令の内容の公表をすることができます。

(12) 国に対する条例違反内容の報告 (条例第22条)

町長は、本条例を事業者が遵守していないと認めた場合は、国に対し、条例違反の内容を報告するものとします。

(13) 附則

- 1 (施行期日) は令和元年10月1日としています。
- 2 (経過措置) として、附則の2～6では、施行日前に太陽光発電施設の設置が完了している場合における本条例の規定の適用について、必要な経過措置を規定しています。
附則の2は、第6条(禁止区域)の規定を適用しないこと。
附則の3は、第7条の(太陽光発電事業の許可)を受けていないが、条例に違反していると扱わないこと。そして、事業者が有する事業計画を本条例に規定する事業計画とみなすこと。
附則の4は、事業計画の変更が行われるときは変更の許可を受けること。
附則の5は、事業計画の変更の許可を受けた場合に、許可の取消しの適用規定を、附則の6は、施設の基準の規定は適用しないこと、を定めています。

【問い合わせ】

豊能町建設環境部環境課

〒 563-0103 大阪府豊能郡豊能町東ときわ台1-2-3

電話 072-736-1190 (直通) FAX 072-738-3407

E-mail kankyous@town.toyono.osaka.jp